

南砺市農業委員会第30回総会会議録

1. 招集日時 令和 7年 12月 10日
2. 開会時刻 令和 8年 1月 7日 午後 2時 00分
3. 閉会時刻 令和 8年 1月 7日 午後 2時 30分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 20 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 124 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 125 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 126 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 127 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 報告事項

報告第 42号 農地法第18号第6項の規定による通知書について

第5 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 田原 雅之

副主幹 小林 由香、主任 勇崎 夏希、主事 藤坂 勇汰

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
ございます。

定刻より少し早い時間となりますが只今から、第30回南砺市農業委員会の令和8年1月の総会を開始いたします。

鈴木農林水産大臣の年頭所感では、米は一年一作であるからこそ、需要に応じた生産を推進することを基本として、現場の生産者と消費者の双方からみて、先の見通せる農政を展開することが重要とされているところですが、昨年から「令和の米騒動」が継続し、農林水産省の発表によりますとスーパー等での銘柄米5kg当たりの平均価格が令和7年12月15日から21日では4,486円となっております。年が明けて、令和7年産米は新米ではなくなることから、今後は価格が下がり、コメの需要があがることが期待され、令和8年産米の価格が維持されるのではないかとされているところです。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中、20名全員出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長

改めまして、明けましておめでとうございます。

昨年度は地域計画の策定に、ご協力をいただき有難うございました。

今年度の計画として、地域計画を随時（年一回以上）ブラッシュアップし、完成度を高めることが目標とされました。農業委員会の具体的な役割等を改めて明確化し、目標地図のブラッシュアップに向けて主体的に活動をしていくという事で、委員の皆様には今後共、ご協力をお願いしたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

議長

それでは、第 30 回農業委員会を開催いたします。
会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。
本日の署名委員は委員番号 4 番・6 番の 2 名の方、宜しくお願いいたします。

議案第 124 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第 124 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回 10 件の申請がありました。

田 25 筆	15,794 m ²
畑 9 筆	3,561 m ²
計 34 筆	19,355 m ² です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」1 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、畑 2 筆 = 3,112 m²です。

【理由】

譲受人の息子は、譲渡人の対象農地を現在耕作しております。譲渡人は市外在住で、耕作する事が難しいという事もあり所有農地の一部について所有権を移転し、譲受人は引続き牧草地として、使用するとので申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1 筆 = 62 m²です。

【理由】

譲渡人は市外在住で、継続して耕作することが難しく対象農地に隣接居住している地元耕作者である譲受人へ、所有農地について所有権を移転する申請があったものです。

事務局

受付番号 3 番についてです。

「資料」3 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1 筆 = 2,946 m²です

【理由】

譲渡人は県外在住であり、耕作する事が難しく現在対象農地を耕作している譲受人に、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 4 番についてです。

「資料」4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、畑 1 筆 = 46 m²です。

【理由】

対象農地は譲受人宅に隣接した農地であり、地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 5 番についてです。

「資料」5 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 13 筆 = 2,123 m²
畑 6 筆 = 403 m²です。

【理由】

譲渡人は県外在住で、市内にある財産処分をされており地元耕作者である譲受人へ、全ての農地の所有権を移転する届出があったものです。

受付番号 6 番についてです。

「資料」6 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1 筆 = 672 m²です。

【理由】

譲渡人は市外在住で、耕作を継続していく事が難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

事務局

受付番号7番についてです。

「資料」7ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1筆 = 3,187 m²です。

【理由】

譲渡人は耕作を継続していく事が難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号8番についてです。

「資料」8ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 5筆 = 5,162 m²です。

【理由】

こちらも受付番号7番に引続き、譲渡人は同じ方で耕作を継続していく事が難しく、地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号9番についてです。

「資料」8ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1筆 = 1,429 m²です。

【理由】

譲渡人は耕作を継続していく事が難しく、地元耕作者である譲受人へ、所有農地の所有権を移転する申請があったものです。

受付番号10番についてです。

「資料」9ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 2筆 = 213 m²です。

【理由】

譲渡人は県外に在住しており、耕作する事が難しく譲渡人の宅地を購入された譲受人へ、所有農地の一部の所有権を移転する申請があったものです。

事務局

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。
以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第124号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第125号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

=議案第125号について議案書をもとに朗読・説明=

事務局

今回3件の申請がありました。

田 2筆 223 m²
畑 2筆 406 m²
合計 4筆 629 m²です。

受付番号 1番についてです。

「資料」10ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1筆 = 176 m²
転用目的は「車庫敷地」です。

事務局

【理由】

こちらは、是正案件です。

平成元年に農機具・肥料等を保管する格納庫として建築され当時は、大型農機具を所有し自作で耕作しておりました。平成 27 年に地域で、農事組合法人が設立され法人で耕作を行う事となり、法人所有の農機具を利用していく事で、所有していた大型農機具は不要となり手放しております。現在は、家族所有の乗用車 3 台と軽トラック 1 台を保管する車庫として利用しており、今後も生活する上で必要となる事から、是正案件として申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」11 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1 筆 = 47 m²

転用目的は「車庫敷地」です。

【理由】

こちらも是正案件です。

申請者のお父様が、昭和 50 年に車庫敷地として建築されました。所有する土地を調査したところ、車庫敷地として利用している部分が農地に越境していることが判明。自家用車・軽トラック・一部物置として利用しており今後も、生活する上で必要となる事から是正案件として申請があったものです。

受付番号 3 番についてです。

「資料」12 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、畑 2 筆 = 406 m²

転用目的は「駐車場敷地」です。

【理由】

申請者は、令和 5 年 1 月に空き家付き農地を取得されております。今後、飲食店兼宿泊施設（民泊）事業を計画されております。顧客用駐車場 9 台分として利用予定。その他、ハーブ等野菜を栽培し宿泊者の収穫体験や飲食事業の食材として利用予定。併せて、敷地内に、休憩所など設置したいとの事で申請があったものです。

農地区分につきましては第 1 種農地、許可基準は受付番号 1 番・3 番は「集落接続」・受付番号 2 番は「既存地拡張」という事で判断しております。以上です。

議長

以上の案件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 125 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 126 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 126 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。田 2 筆 764 m²
畑 1 筆 323 m²
合計 3 筆 1,087 m²です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」13 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1 筆 = 242 m²

転用目的は「住宅敷地」です。

【理由】

譲受人は、現在両親・自身ご夫婦・子供 2 人の 6 人で居住しております。子供達の成長に伴い、現在の居住スペース・所有車も増えたり車庫も手狭く自己所有の住宅・自家用車スペースを新築したいと検討。申請地は、現在の住居の隣接地であり将来両親の介護等、何かあった場合対

事務局

応可能なことから実家隣接地に、自己所有の住宅を建てたいと申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」14 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1 筆 = 522 m²です
転用目的は「ドローン発着練習場」です。

【理由】

ドローンの発着練習場は、県内でも少なく専用の練習場を備えた施設は無いと思われる。市内のイオックスアローザでは、スキー場ゲレンデ施設を貸しているが、指導員はいない。また、自身が受講した自動車学校でも、その都度会場が替わり不便を感じた。対象農地は、山際で通行者や障害物も少なく、地域性が最適である事から申請があったものです。

受付番号 3 番についてです。

「資料」15 ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、畑 1 筆 = 323 m²です。
転用目的は「駐車場敷地」です。

【理由】

現在、従業員の駐車場 15 台分のスペースは工場敷地内にあり、大型トラックの回転や通行に支障がある。3 台分のスペースは来客用に残し、残り 12 台分の駐車場敷地を新たに確保し、駐車スペースを設けたいと申請があったものです。

農地区分につきましては「第 1 種農地」、許可基準については受付番号 1 番・2 番は、「集落接続」・ 受付番号 3 番については「既存地拡張」という事で判断しております。
以上です。

議長

以上の案件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議員● 受付番号2番の、ドローン発着練習場とは譲受人はドローン機器の経営者なのですか？

事務局 譲受人は、施設の経営者及び指導者です。ライセンス取得の為の施設であります。

議員● わかりました。

議長 他に何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第126号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第127号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局 今回申請は93件、265筆の申請がありました。田265筆・面積は384,432.80㎡です。これらの、農用地利用集積等促進計画が提出され承認を求めるものです。

資料の線引き箇所については、相続人調査の関係で現在3件保留で欠番扱いとしております。14ページには、保留を差引いた件数・筆の合計を記載しております。詳細については、11ページから14ページを御覧下さい。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 127 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛
成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。
次の協議へ進みます。

報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事
務局より説明を求めます。

＝報告第 42 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 12 件の届出がありました。
面積については田 30,515.00 m²
畑 6,224.00 m²です。

こちらは、議案の 16～17 ページに明細を記載し備考欄には、合意解
約理由を記載しております。
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長